

# せいそう 労働者 速報

2019年11月15日  
No. 1148  
東京清掃労働組合  
企画・総務局

## 実力行使を背景に最後の最後まで闘おう

### ○ 11.15 区長会座り込み要請行動に 120 名が参加



2019賃金確定闘争は最終局面を迎えています。この間3度の団体交渉、3回の専門委員会交渉で我われの切実な要求や職場の実態を訴えてきましたが、区長会は何一つ踏み込んだ回答を示さず、同様の答弁を繰り返すばかりです。区長会は21日（木）を最終交渉日として妥結を求めています。我われの要求に対して何一つ具体的な回答を示さないまま、妥結だけを迫る区長会の姿勢は不誠実と言わざるを得ません。我われは、第1回拡大闘争委員会で22日（金）始業時から1時間の実力行使を確認しました。協議期間にとらわれることなく、我われの納得のいく解決を勝ち取りましょう。





この日の区長会総会での要請は、「月例給の引下げは行わず、一時金の引上げ」さらに「行政系職員と比べて低く抑えられている技能・業務系職員の賃金水準の改善」を再度強く求めてきました。

今回の勧告は、人事委員会が23区で働くすべての職員の声を受け入れず、2年連続となる月例給の大幅な引下げ勧告を行

いました。そのことによって、子育て世代や親の介護など、多くの組合員が生活に対する不安を訴えています。さらに、若年層職員の賃金水準が他都市と較差が開けば、優秀な人材の確保が困難になることや技能主任職の任用資格基準が16年とあまりにも長く、これでは目標を見失ってしまう職員がいてもおかしくありません。

加えて、若年層の職員の意欲・能力を向上させ、良質な公共サービスとしての清掃事業を継続していくため、技能主任職の任用資格基準の緩和等を改めて求めてきました。また、定年年齢の引上げについては、国や東京都において協議が進められている中、23区としての高齢期雇用制度を、早期に確立すること等も求めてきました。

区長会会長からは、「本年も2千円を上回るマイナス勧告となったことは、区長会としても遺憾である」としながらも「勧告制度の趣旨からは、2年連続で勧告を踏まえた給与改定を実施しないことは、回避しなければならない」さらに「勧告を踏まえた給料表・特別給の改定を一体で実施する方向で慎重に検討している」という、この間となんら変わらない答弁を繰り返すばかりでした。また、業務職給料表については、「依然として高い水準にあるとの私どもの認識に変わりはない」さらに「勧告を踏まえた給与改定を実施すれば、業務職給料表についても、引下げになることは避けられない」と私たちの要求に応えるどころか、職員の切実な声に何一つ応えませんでした。



区長会の理不尽な対応に屈せず、我われの思いを再度区長会にぶつけ、圧倒的な組織力で諸要求を実現させるため、全組合員のもてるすべての力を結集し、団結して最後の最後まで闘い抜きましょう。

2019年11月15日

区長各位

東京清掃労働組合

中央執行委員長 中里 保夫



## 要 請

日頃から特別区政発展と職員の処遇改善のためにご尽力されている貴職に敬意を表します。

本日は、私ども東京清掃労組からの要請に貴重な時間を割いていただいたことに感謝を申し上げ、2019年度の賃金等の改定に係り要請をさせていただきます。

近年、数十年に一度といわれる自然災害が、毎年のように日本を襲っています。今年については、台風15号・19号が関東・東北地方に甚大な被害をもたらし、23区内では大田区・世田谷区において河川の氾濫による水害が発生しました。

清掃職場においても、環境省からの要請を受け、近隣の館山市・南房総市・鋸南町に支援に向かいました。派遣地ごとに情報を収集し、他区の職員とも共有しながら被災地の復旧のために、被災地へ向かった職員はもちろんのこと、支援期間中滞ることなく23区の清掃の現場をやり遂げた全ての職員が一丸となった取組でした。また、世田谷区への対応として、ブロック内での人的支援も行われました。

私どもは、こうした経験を集約し、問題・課題についても共有しながら、各区が被災した際には、より迅速に、正確な対応がとれるよう、今後も取り組んでいく所存です。

清掃事業は、ごみ減量・リサイクル推進を図るための住民指導や事業者に対する指導、高齢者・障害者福祉に寄与する戸別訪問収集、子

供たちに環境の大切さを伝える環境学習など、多岐にわたっており、もはや「単純労務」とはいいがたい状況です。

また、日々街中での作業をしていることから、区民と行政とのインターフェイスとしての役割を自覚し、責任をもって業務に邁進しております。

以上を踏まえて、今賃金確定交渉における課題について訴えさせていただきます。

はじめに、給与改定についてです。

人事委員会は、23区に働く全ての職員の声を受け入れず、2年連続となる月例給の大幅な引下げを勧告しました。他団体の状況からみて、とても納得できるものではありません。

子育てや親の介護など、多くの組合員から生活に対する不安を訴える声が寄せられております。

とりわけ、若年層職員の賃金水準については、他都市においても引上げを強める傾向にあり、23区との格差が開けば、優秀な人材を確保することが困難になります。

全ての職員が、安心して職務に邁進できる職場環境を整えるため、月例給の引下げは行わず、都や民間企業との較差を解消するため、一時金の引上げを求めます。

併せて、行政系職員と比べても低く抑えられている技能・業務系職員の賃金水準についても改善を求めます。

次に、技能・業務系人事制度についてです。

近年、新規採用を行う区が増えている中で、若年層職員の賃金が低く抑えられていることから、モチベーションが保てずに職場を離れる職員も見られます。これでは、これまで培ってきた技術や経験、知識が継承できなくなります。



1 級職の職務に慣れてきた後、次のステップである技能主任職への昇任まで 16 年も待たなければならない現状では、目標を見失う職員がいてもおかしくありません。

若年層職員の意欲・能力を向上させ、良質な公共サービスとしての清掃事業を継続していくため、若年層職員の賃金水準を改善することはもとより、技能主任職の任用資格基準の緩和を求めます。

また、今年度から配置することが可能となった担当技能長職について、当初の目的と異なる配置がされている区もあります。各区における実態を把握し、本来の設置目的が達成できるよう対応を求めます。

最後に、高齢期雇用制度についてです。

定年年齢の引上げについて、国や東京都において協議が進められています。2 3 区においても高齢層職員の能力及び経験を活用するのであれば、賃金・労働条件の確保は必要不可欠です。

誰もが安心して働ける 2 3 区としての高齢期雇用制度を、早期に確立することを求めます。

要請の時間が限られ、その他の課題について説明できないことは、残念ではありますが、詳細については専門委員会交渉等で私どもの考えを伝えてありますので、是非、お聞きいただきたいと思います。

速やかに、解決への具体的な方策を示していただくよう求めます。

私からは以上です。

令和元年11月15日

## 清掃労組の区長会要請に対する会長発言骨子

ただいま、皆さんから、要請をいただきました。この内容は、直ちに、交渉委員に伝えます。

10月25日にいただいた皆さんの要求については、現在、統一交渉の場で精力的に協議しているところでありますが、私から、本年の主な交渉課題の検討状況について、申し上げます。

まず、本年の人事委員会勧告の取扱いについてです。

国、他団体における月例給の勧告状況に対し、行政系人事・給与制度の改正により、特別区が本年も2千円を上回るマイナス勧告となったことは、区長会としても遺憾であります。勧告制度の趣旨からは、2年連続で勧告を踏まえた給与改定を実施しないことは、回避しなければなりません。

このほかにも、国や他団体における特別給の勧告状況や、本年の給与改定を実施する場合に職員の平均年間給与が増となる見込みであることから、区長会としては、勧告を踏まえた給料表・特別給の改定を一体で実施する方向で慎重に検討しているところであります。

そして、この検討に当たっては、月例給の引下げの要因が行政系人事・給与制度の改正にあることを十分に考慮するとともに、職員への影響に留意し、この改正の目的の実現のために必要な措置についても、慎重に検討してまいりたいと考えております。

次に、業務職給料表については、依然として高い水準にあるとの私どもの認識に変わりはありませんが、これまでの交渉結果はもとより、本年の人事委員会勧告の内容やその取扱いを踏まえ、慎重に検討しているところであります。

なお、一昨年度の給与改定交渉において、業務職給料表と行政職給料表（一）の対応関係を確認しており、本年の人事委員会勧告を踏まえた給与改定を実施する場合には、業務職給料表についても、引下げ改定となることは避けられないものと考えております。

次に、技能主任職の任用資格基準については、皆さんから緩和を求める要求をいただいておりますが、清掃職場における若年層職員の離職状況を始め、各区の運用状況を注視し、課題があると認められるときには、適切な検討を行ってまいります。

最後に、私どもは、今後も皆さんと誠意をもって、精力的に協議を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

私からは以上です。